

様式第3号(第9条関係)

会 議 結 果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	令和元年度みよし市障がい者福祉計画審議会		
開催日時	令和2年2月13日(木) 午後2時から午後3時35分まで		
開催場所	みよし市ふれあい交流館 102会議室		
出席者	(会長) 浅野 俊夫(学識経験者) (副会長) 阪田 征彦(学識経験者) (委員) 加藤 貴利(民生児童委員代表)、端谷 毅(医療関係者)、織田 卓雅(医療関係者)、熊谷 かの子(障がい福祉団体)、鈴木 睦子(障がい福祉団体)、加納 幸治(障がい福祉団体)、小林 千津子(障がい福祉団体)、岸野 佳江(障がい者団体)、畠中 菊代(障がい者団体)、増岡 潤一郎(教育関係者)、木村 豊(教育関係者)、渡邊 祥子(教育関係者)、林晴子(教育関係者)、長谷部 実(市民代表) 欠席/渡辺 圭一(障がい者団体)、高橋 秀徳(関係行政機関)、木戸 美代子(関係行政機関)		
次回開催予定日	令和2年8月		
問合せ先	福祉部 福祉課 担当者 清水 慎太郎 電話 0561-32-8010(直通) ファクシ 0561-34-3388 e-mail fukushi@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	議事録全文	要約した理由	
審議経過	別紙のとおり		

令和元年度みよし市障がい者福祉計画審議会 会議録

日 時 令和元年2月13日(木)
午後2時から午後3時35分まで
場 所 みよし市ふれあい交流館
102会議室

1 あいさつ

福祉課長	<p>ただいまから平成30年度みよし市障がい者福祉計画審議会を開催いたします。</p> <p>本日の会議は一般公開されておりますので、御承知ください。</p> <p>初めに、福祉部長からあいさつを申し上げます。</p>
市長	<p>委員の皆様には、御多忙の中、御出席いただきありがとうございます。また、日頃は、本市の障がい福祉行政推進に対し、格別な御理解と御協力を賜り、重ねてお礼申し上げます。</p> <p>今回の審議会では、第4期みよし市障がい者計画、第5期みよし市障がい福祉計画、第1期みよし市障がい児福祉計画の平成30年度の達成状況の確認をすることが主な内容となります。また、この審議会では、本市の障がい福祉に関わる機関が集まり、計画の達成状況の報告等から地域の課題を確認するとともに、今後、取り組むべきことについても御意見をいただいています。</p> <p>令和2年度は、第4期障がい者計画で重点的に取り組むことになっている、「交通等移動の支援の充実」の一環として、さんさんバスの料金助成事業の実施を予定しています。また、同様に「成年後見制度の利用促進」においても、(仮称)権利擁護支援センターの設置の準備を進めており、令和2年度中に市内に設置する予定です。こういった重点的に取り組む内容以外にも、計画に沿って着実に取組を進め、本市の障がい者福祉の向上に努めたいと考えています。</p> <p>最後になりましたが、審議会で出された御意見は、本市の障がい福祉施策の推進に当たって、非常に重要なものと捉えています。今回も、皆様からの忌憚のない御意見を願います。</p>
福祉課長	<p>本日、渡辺委員、高橋委員、木戸委員が御欠席との連絡を受けておりますので御報告いたします。</p> <p>続きまして、会長、副会長から御あいさつをいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
浅野会長	<p>お忙しいところお集まり頂き、ありがとうございます。世間はコロナウイルスで大騒ぎしていますね。国立感染症研究所の担当はみよし市とも縁のある方。なかなか思うようにはいかないようです。今日は15時30分までに終了予定ですので、御協力をお願いします。</p>
阪田副会長	<p>みよし市で障がい者福祉施策等を行うに当たっては、この障がい者福祉計画が基礎になると思っています。これに基づいて進行していけば、みよし市はよくなっていくと信じています。堅苦しくならず、意見交換できれば良いと思います。</p>
福祉課長	<p>ありがとうございました。</p>

2 議題

(1) みよし市障がい者福祉計画の概要について

福祉課長	<p>それでは、議事に移らせていただきます。</p> <p>審議会要綱第5条第1項により、会長が議長をつとめることになっておりますので、会議の取り回しについて、浅野会長にお願いしたいと思います</p>
浅野会長	<p>それでは、議題に入ります前に、会議の成立の報告をします。</p> <p>本日の出席委員は16人で、審議会定数の2分の1以上の出席ですので、要綱第5条第2項の規定により、本会議は成立しますので報告します。</p> <p>それでは、議題(1)「みよし市障がい者福祉計画」の概要について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、資料No.1を御覧ください。</p> <p>本市では、平成30年3月に障がい者基本法に基づく「第4期みよし市障がい者計画」と障がい者総合支援法に基づく「第5期みよし市障がい福祉計画」、児童福祉法に基づく「第1期みよし市障がい児福祉計画」の3つの計画を内包した「みよし市障がい者福祉計画」を策定しました。</p> <p>策定の位置づけとしまして、「第4期障がい者計画」は、障がい者基本法第11条第3項に規定する「市町村障がい者計画」として、障がい者をとりまく状況や社会情勢を踏まえ、障がいのある人の自立と社会参加への支援を総合的かつ計画的に推進していくための基本目標を示す計画となっております。</p> <p>また、「第5期障がい福祉計画」は、障がい者総合支援法律第88条に規定する「市町村障がい福祉計画」として、障がい福祉サービス、相談支援や地域生活支援事業の提供体制の確保等に関する計画として策定しました。加えて、平成28年6月の児童福祉法の改正により、新たに市町村に策定が義務付けられました「第1期障がい児福祉計画」を、「第5期障がい福祉計画」と一体的に策定しました。この計画は「みよし市総合計画」、「みよし市地域福祉計画」を上位計画とし、関連する計画と整合性をとりながら、障がい者、障がい児福祉の方向性を示す計画として位置付けられており、資料にあるのは、それをイメージ図化したものです。計画の期間は、「第4期障がい者計画」が平成30年度から6年の令和5年度まで、「第5期障がい福祉計画」及び「第1期障がい児福祉計画」は平成30年度から3年の令和2年度までとなります。</p> <p>以上です。</p>
浅野会長	<p>みよし市障がい者計画は6年、障がい福祉計画と障がい児福祉計画は3年の間隔で策定されます。継続で委員をされている方はよいが、新しい方には難しいかもしれません。来年度は、その3年の節目にあることを御承知いただきたく思います。</p>

(2) 「第4期みよし市障がい福祉計画」の進捗状況について

浅野会長	<p>議題(2)「第4期みよし市障がい者計画」の進捗状況について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、資料No.2を御覧ください。</p> <p>本計画は平成30年4月からの計画となっており、平成30年度の進捗状況を各課に確認し、資料を作成しております。具体的には、障がい者福祉計画冊子の第4章29ページ、施策項目の取組内容を一つずつ評価させていただきました。実施状況として、Aを実施した、Bを一部実施した、Cを検討したが未実施、Dは検討も実施もしていないとなっており、併せて平成30年度実績等の数値を記載しています。</p>

今回は特に本計画において、新しく取り組むことになった内容について、御説明させていただきたいと思います。

資料1ページの中ほど1障がいの理解の(4)ボランティア活動の促進にある障がい当事者団体とボランティア団体の交流の機会を設けるですが、これは本計画の策定にかかる団体ヒアリングで、両団体から聞かれた意見であり、ボランティア団体からは、障がい当事者がどのようなニーズを持っているか分からないという意見、障がい当事者団体としては、どのようなボランティア団体があってどのようにお手伝いしてもらえるのかわかりにくいという意見が聞かれ、この双方の顔を合わせる機会を新しく検討することとなっております。両団体については、社会福祉協議会が深く関わっており、平成30年度は、ふれあいバード事業として交流会や作品展示を行いました。今後も社会福祉協議会と協調し、より充実した内容になるよう協力していきたいと考えています。

続いてめくっていただいた資料2ページ3療育・教育の(1)保健・医療・教育・福祉の連携にある市民病院との協議の場の設置、定期的な開催についてですが、本計画や、障がい児福祉計画に医療的ケアが必要な障がい者・児に対する取組の充実があり、そのためには市民病院の協力は欠かせないということから、定期的な情報交換を行う機会を設けるというものです。平成30年度については、市民病院のイベントに顔を出したり、病院職員との座談会を開催するなどし、また、市の関係部署と市民病院との定例会に担当者が参加することとなりました。

引き続き同じページ、同じ項目の(2)障がい児の支援体制整備にある児童発達支援の体制整備、充実(療育施設の設置)に向けた検討、医療的ケアが必要な子どもの支援に関する協議の場の設置です。児童発達支援の体制整備については、子育て支援課内に児童発達支援運営委員会を設置し、現状と課題等話し合い、課題の解消等に努めていきます。医療的ケアが必要な子どもの支援に関しては、令和元年度から障がい者自立支援協議会内に医療的ケアさぽーと部会を設け、支援体制を検討しています。

(3)インクルーシブ教育システムの推進では、相談支援専門員と教職員等の協議の場を設置し、定期的な開催をすることとしています。これについては、今までも教職員の会議に相談支援専門員や就労支援員が出向いて講義をすることがあり、お互いに有意義な機会になっていたのですが、これを定期的に開催することでより密な連携が図れるよう、計画に位置付けました。

次に3ページの5保健・医療のページの最後の行、(3)精神保健・医療施策の推進にある各種イベントでの精神疾患や発達障がいの啓発と広報活動の推進です。これも先に述べた計画策定のための団体ヒアリングで当事者団体から聞かれた意見であり、各種イベントで疾患や障がいに関する啓発をしたり、市民を対象にした勉強会を開催することとしています。平成30年度は、自立支援協議会精神保健福祉部会で市民、特に精神障がい者の家族を対象に「家族は家族である前に自らの人生の主人公」をテーマとして勉強会を開催しました。

続いて5ページ権利擁護に関する項目の(2)成年後見制度の利用促進について、権利擁護支援体制や事業の検討を掲げています。これは、障がい者だけでなく高齢者も含め、成年後見制度など権利擁護支援が必要な方が増えており、市としてもその体制整備を検討することとしています。平成30年度は担当でプロジェクトチームを設けて具体的に検討し、令和元年度に4回の準備委員会を経て、令和2年度に市内に成年後見支援センターを設置する予定となっております。

	<p>最後に（３）（仮称）コミュニケーションボードの作成ですが、用件等を伝えるための（仮称）のコミュニケーションボードを公共施設等に設置し、窓口での円滑な意思疎通を促進するためのものです。これは、他自治体の取り組みを参考に進めていきたいと考えています。</p> <p>以上、今回の計画で新規に掲げた項目のみを説明させていただきました。他の項目についても、関係各課とともに計画の達成に向けて取組を進めてまいります。</p> <p>以上です。</p>
浅野会長	<p>評価について。それぞれの検討や協議の場など、話し合う機会を設けただけで成果となってしまうので、その場に出された良い意見などの確認がないと、達成したかどうかの評価が難しいです。</p>
端谷委員	<p>グループホームの開設補助金について。グループホームの対象者はどのような状況ですか。当院には、今後1人になると困るだろうなあ、グループホームがあるとありがたいなあという患者が何人かいます。また、最後のコミュニケーションボードとは具体的にどのようなものですか。</p>
事務局	<p>グループホームの開設補助金は、グループホームだけではなく、市内で事業所を開設するときに対象になります。民間法人等から、開設したいという相談を受け、補助を検討するものです。対象とする障がい種別はなく、個人に補助するものでもありません。</p> <p>コミュニケーションボードは、A3版程度のボードに、イラストと用件が分かりやすく書かれているものです。例えば、申請に来た、トイレはどこか、などがあります。簡単なイラストと文章が書かれているものを用意して、コミュニケーションに支障のある障がい者に指で差してもらえるようなものを想定しています。</p>
浅野会長	<p>グループホームの開設補助金の支給については、評価がBなのか。</p>
事務局	<p>民間法人から相談があったので、補助金支給について対応させていただきましたが、支給には至っていないのでBとしました。</p>
浅野会長	<p>相談は何件くらいあったのですか。</p>
事務局	<p>相談は1件あり、具体化しつつあります。</p> <p>公でグループホームを設置、運営することは難しいです。主に社会福祉法人から相談があった場合には対応させていただいて、1件当たり300万円の補助金を市から支払います。平成30年度は相談にとどまりましたが、具体的な開設に向けて調整しています。実現したときには、この場でまた報告させていただきたく思います。グループホームは市内に8か所あります。端谷委員が仰られるように、需要は増えていくと思われます。国から地域生活支援の充実の指示もあり、開設を前向きに検討してもらえよう、社会福祉法人に依頼していきます。</p>
浅野会長	<p>相談や開設の見通しが全くないわけではなさそうです。高齢者用は民間がたくさん作っていますが、障がい分野はなかなか厳しいようですね。</p>
端谷委員	<p>グループホームを運営するメリットは民間法人等にあるのでしょうか。</p>
熊谷委員	<p>当法人では、以前は赤字で、他事業で補っていました。最近では加算がつくようになったので、ある程度やりくりできますが、職員はかなり必要です。なんとか採算の合う事業にはなってきたこともあって、最近では株式会社が設置するグループホームが増えてきています。</p>
阪田副会長	<p>人口が減ってくると空き家が増えてきます。建設業者等は立てるノウハウを持っていることもあり、参入してきていますが、職員確保の問題があります。建物は作っても、職員が足らずに開設できないという例も聞いたことが</p>

	あります。ニーズはかなりあって、みよし市としても数は多くないと思います。西三河北部圏域は特に少ないです。
端谷委員	発達障害のこのSSTをやるようなところは、精神科のデイケアくらいもらえるということで、たくさんできています。儲からないと民間法人は頑張れません。どこかから補助金を払うなど、持続可能にしなければなりません。よいアイデアはないか、知恵を出すしかないのが現状です。
渡邊委員	資料2ページの3(2)平成30年度の実績と令和2年度の目標の根拠はどこにあるのですか。相談件数の実績と目標の根拠が知りたいです。
事務局	令和2年度の目標は、平成28年度実績から見込んでいます。子育て支援課では、臨床心理士を配置して相談に対応していましたが、その職員が産休に入り、代替職員が配置されたのが年度途中で、実績が少なくなっています。 学校教育課の実績については、学びの森の相談件数です。相談に加え、発達検査の件数も増えているようです。学びの森も設置して2年が過ぎ、保護者や教員からの相談が増えて、なかなか追いつかないと聞いています。
渡邊委員	学校での相談が120件しなかいというイメージがつきません。また、今後、臨床心理士は何人配置する予定なののでしょうか。数字が多ければいいというわけではありませんが、現実はどうなののでしょうか。344件あったのに120件を目標とした職員配置になるのは、どこかで子どもや家庭が犠牲になるのではないのでしょうか。
事務局	職員配置は相談件数も含めた業務量等から検討されますが、配置予定が何人になるのかといったことは、ここでは申し上げられません。件数や業務内容に応じた配置を各課で考えることになると思われます。学びの森も設置当初と比較して職員体制を整えたと聞いています。
増岡委員	学びの森では、より多くの相談に対応できるよう体制を作ろうとしているが、職員の退職、力量のある心理士の確保等も含めて考える必要があります。ただ、実績が344件を下回ることはないと思います。 一方で、県費と市費で、各学校に心理士が2週間に1回の割合で訪問するようになっています。県が増やしてくれれば、保護者や教員が学びの森に行く回数も減ってくると思います。教育委員会からそういった県への要望もしながら、進めていく必要があります。福祉課からも伝えてもらいたいです。
渡邊委員	評価はとても曖昧に思います。子どもは減っていくが、相談はむしろ増えていくと思います。就学の問題などもありますし。研修について。幼稚園も保育園も多忙な中で、ずっと同じような研修を続けていて、意味や価値があるのでしょうか。幼稚園は6園順番で担当することになっています。参加する意味があるのかどうか疑問に思い、自分たちの園の番が終わってから退かせていただきました。若い人を育てるために、園長クラスは遠慮してくれと言われたので、今までと違うやり方をするのかと思ったら、全く同じでした。自分たちの番では、インクルーシブ教育を自分の言葉で考えてみようというテーマを設定しました。一人ひとり発達には違うけれども、同じ生活ができていくことを知ってほしくて、リレーの姿を見てもらいました。100人以上の子の中には、強度の自閉症の子や、車椅子の子もいます。「なぜ成立していると思いますか？」と若い人の意見を聞きました。「障がいのある子もリレーに参加している意味があるのでしょうか？」と問いかけると、みんな「あると思う」と応えてくれました。ベテランにつぶされないようにしてほしいと思います。テーマを明確にすればちゃんと学ぶことができるのに、危機感がありません。せっかくこのような場で審議をしているのに、現

	<p>場レベルはどうなっているのかと閉口してしまいました。研修を11回もやるのであれば、同じテーマでやって連続性を持たせてはどうでしょう。幼稚園と保育園の違いとかもあるかもしれませんが、そのあたりも助言していただくと、各園からも参加する価値があるのではないのでしょうか。現場を見ての事例検討会。1クラスを見て討議するが、他者を批判しないということで、間違っていることも伝えられません。そんなことをまだやっています。それがみよし市の現状です。専門の方が1人来られて、最後にまとめてアドバイスをして終わりです。テーマもありません。</p>
浅野会長	<p>経験者やベテランから、「こうすると良い」などといった議論にはならないのですか。一番大事なのは、科学的に根拠があることをやっていかないといいません。11回もやるなら、対処法についてこのような根拠でやっていると、勉強会をしていくと変わるかもしれません。あらゆる分野で、「これでいいの？」という疑問を持ちながら進めないとマンネリになってしまいます。いまやスポーツの世界も科学を取り入れています。障がい者教育の世界でも変わっていかないといいません。一番肝心なのは「何で？」という疑問を持つことです。</p>
阪田副会長	<p>担当が子育て支援課、学校教育課なので、そちらにも伝えていただくと良いですね。</p>
浅野会長	<p>目標等数値については、変更は可能なのですか。</p>
事務局	<p>平成28年度の実績を基に6年先の見込みを立てているので、基本的に変更はありません。達成した目標や見直すべきものについては、変更することは難しいのですが、今後、どのように考えていくかも含めて御検討いただきたく思います。「もう達成しているから意味のない数字だ」ということであれば、次期計画の策定のときに御意見をいただけますでしょうか。</p>
浅野会長	<p>目標数値と現状がどうなっているかということを、備考欄等に記載していただくとよいのではないのでしょうか。</p>
加納委員	<p>資料1ページの2、福祉総合相談センターの相談が369件、くらし・はたらく相談センターの相談件数が2926件となっています。福祉総合相談センターは、障がいの相談だけの数値ですか。くらし・はたらく相談センターも同系列だが、数字があまりに違います。内容はどのようなのですか。</p>
事務局	<p>ひとつは配置職員数の違いが考えられます。福祉総合相談センターは2人、くらし・はたらく相談センターは3人常勤、1人が日替わりであり、3、4人で動いています。福祉総合相談センターは他業務とも兼務ですが、くらし・はたらく相談センターは相談業務がメインになっており、関係機関の調整もしていることなども数値の差として出てきていると思われます。</p>
加納委員	<p>役割の違いもあるのではないのでしょうか。市民は、困ったことがあったらまずは市役所へというのが一般的な考えだと思います。個別の支援が決まってくれば、くらし・はたらく相談センターで対応という側面もあります。配置職員数が違うだけというよりは、役割も違うように思います。例えばサービスだけではなく、広く地域共生のような、他の部門と関わるような場合は、相談するのはどちらになるのでしょうか。</p>
事務局	<p>相談の初回は市役所で行うが、その後の細かい支援についてはくらし・はたらく相談センターで対応することが多いです。その後2、3回目の継続支援は、くらし・はたらく相談センターでカウントされています。関係機関調整については、市がやることでうまくいくことも多く、市がやることもありますが、極め細やかな対応は、くらし・はたらく相談センターで行っています。</p>

加納委員	内容的に、総合的な調整が必要なものが福祉総合相談センターで、実働はくらし・はたらく相談センターで動くというように、その体制をはっきりさせるとよいのではないのでしょうか。御検討いただけたらと思います。
阪田副会長	相談者の中には何十回も来られる人もいます。そうすると延べ件数は増加しますよ。
浅野会長	評価のいちばんよい方法は、満足度を聞くことです。
加納委員	相談はもっとも重要です。今あるサービスに当てはまるなら良いが、当てはまらない場合はどこで検討し、施策にしていくのか。ワンストップということばも聞くが、福祉総合相談センターには虐待等も含めたさまざまな相談が入ります。くらし・はたらく相談センターではより深く、くらす、はたらくの問題に特化しています。本来、くらし・はたらく相談センターに入るべき相談が福祉総合相談センターに入ることもあれば、その逆もあります。くらし・はたらく相談センターは平成28年度に開設しました。当時の相談が1,337件で、福祉総合相談センターは265件。今後、増えていくことを見込んで500件と2,000件にしています。件数が増えたことによって相談体制が充実されてきているかどうかは読み取れない部分もあります。
浅野会長	相談体制が乏しい当初は、場所を増やそうという事で進めてきたが、そろそろ質を問う時期です。窓口での対応をどのようにしていくか考えていく必要があります。そのためには、窓口に来た人の意見をどのように吸い上げているか。そういったことを評価できるような資料があると良いですね。
端谷委員	実績に加え、それぞれの窓口では応えられなかったこと、別の方法で対応したことなど、内容が分かるとよいかもしれません。
阪田副会長	現在、基幹的相談支援センターでは、解決できる課題と、できない課題を整理し、どのように取り組むかをまとめています。
加藤委員	相談がある方は、どこに相談に行けば良いかよく分かっていない方が多いです。分かっている人は自分で行きます。民生児童委員には、どこに行けば良いか分からなくてどうしよう、という相談が多いです。私自身も細かい分担は分からないので、「福祉課に行ってください。」と言います。受け付けた場所からどこへ移されたのかが重要です。それが積み重なると、次の計画に生きると思います。 福祉総合相談センターから次に回したところがどれだけあるか、あちこち回されてよく分からなかったでは困ります。
加納委員	全体的な管理をする中で、体系を作っていく必要があると思います。
事務局	それぞれの相談体制については、検証する場を別に設けています。
端谷委員	そういったことが分からないと、計画に対して意見できません。情報がないと困ってしまいます。
事務局	次期計画に向けて、検討させていただきます。

(3) 「第5期みよし市障がい福祉計画」、「第1期障がい児福祉計画」の進捗状況について

浅野会長	議題(3)「第5期みよし市障がい福祉計画」、「第1期みよし市障がい児福祉計画」の進捗状況について、事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、資料No.3を御覧ください。 この両計画は、平成30年度から平成32年(令和2年)度までのサービス見込量を算出し、それを達成できるよう、事業や体制整備等を実施していくこととなっています。記載にありますように、第5期障がい福祉計画、第1期障がい児福祉計画から抜粋してご説明させていただきます。なお、計画中の平成

表記は当時の表現であり、今回は令和に読み替えて説明させていただきます。

資料1 ページ、第6章、計画冊子は59ページ以降、につきましては、国から示された項目について、平成28年度の数値を基準として、令和2年度末の目標値を設定し、達成のための方策を記載しました。この方策に対する平成30年度の取り組みを、四角で囲った部分に記載しております。

資料1 ページの1では、福祉施設入所者の地域生活への移行です。基準値14人に対し、令和2年度には地域生活移行者を1人として、入所者数を1人分削減するよう取り組みを進めます。平成30年度は、介護者の家庭の事情や体調不良等により、2人の人が新たに入所し、もともと入所されていた方が加齢に伴う体調不良等もあって高齢者施設に移行したため、平成31年3月末現在は、差し引きで16人が施設入所されていることとなります。

資料2 ページの2は、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築で、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置を目指すこととされています。この協議の場については、平成28年度、自立支援協議会内に精神保健福祉部会を設け、その場で地域移行、地域定着支援を検討しているため、設置済みとしています。

3は、地域生活支援拠点等の整備で、資料3 ページのイメージ図にあるような地域生活支援拠点等の整備を目指します。このことについては、自立支援協議会で検討していきます。本市においては、国が示す5つの機能を一つの法人、事業所で達成するのは困難であると考えられるため、それぞれの法人や事業所の強みを活かした面的整備を目指す予定で、今後、関係機関との調整が必要となります。地域生活支援拠点等の整備において重要となるのは、関係者の意志の統一で、体制整備はゴールではなくスタートであると考えています。本審議会委員の皆さまにも、体制整備に向けて、御理解と御協力をお願いしたいと思います。

資料4 ページの4は、福祉施設から一般就労への移行で、福祉施設を経て一般就労移行した方の人数を目標値とします。平成31年3月末現在、一般就労に移行した人は7人で、就労移行支援事業の利用者数は23人、うち市内の19人が市内の事業所を利用しています。

資料5 ページの5は、障がい児支援の提供体制の整備等で、児童発達支援センターや重症心身障がい児支援体制の整備、医療的ケア児の支援について話合う場の設置等を掲げることとなっています。数値等は令和2年度末の目標値となっており、平成31年3月末現在の状況を記載してあります。

続いて資料7 ページで、この章は障がい福祉計画該当部分になります。これは、平成31年3月末、3月1か月の見込みに対する実績を記載してあります。

以下、目標値と実績に差がある内容について、ご説明させていただきます。資料7 ページ重度訪問介護ですが、対象者の体調悪化に伴い、介護者の負担が増し、利用量増の希望があり、多くなっているものです。資料8 ページ、就労移行支援については、市内にある移行支援事業所の認知度が上がって利用希望が増えていることや、相談支援事業、就労支援事業が積極的に動いていることから利用人数が増え、それに伴って利用量も増加しております。就労継続支援A型については、利用者の体調悪化等で利用を断念する利用者があり、実績が少なくなっています。

続いて資料10 ページの施設入所支援ですが、平成30年4月移行に施設入所した方が2人おり、その分が増加となっています。平成32年度末までに3人減ること、うち1人は地域生活移行を目標に、地域の支援体制を整え、施設と話し合っていく必要があります。

	<p>続いて、資料12ページのうち、表の中ほど意志疎通支援事業の手話奉仕員養成研修事業についてです。これは、10人の受講者を見込んだところ、17人の応募があり、15人が修了しました。受講希望、修了者については、年度によって差があり、平均して10人程度の受講と見込んだのですが、このような年もあります。資料13ページの移動支援事業は、移動支援を提供する事業所が少なくなっており、利用者数が少なくなっています。</p> <p>最後に、資料15ページは、第8章で、この章は障がい児福祉計画該当部分になります。放課後等デイサービスは、これまでの利用者数の増加率から平成31年3月末の数値を見込みましたが、制度改正があつて事業所運営が厳しくなり、設置が進まなくなったため一人あたりの利用回数が抑えられる結果となっています。</p> <p>これ以外の事業については、平成31年3月の見込みと大きな差はなく、今後も計画にあるサービス見込量確保のための方策に沿って取り組みを進め、毎年この会議で各年3月末の実績報告をさせていただきたいと思ひます。</p> <p>以上です。</p>
浅野会長	委員の方から御意見はありますか。
長谷部委員	一般就労移行について。当事者として福祉サービスを利用していました。職場体験先を24社開拓されたとありますが、実際に体験しているのは何件あり、就職できる場所は何件あるのでしょうか。私も今、新しい事業所を探しています。就労移行は2年間という期限付きです。2年いる人もいれば、それより短い人もいます。24件開拓したといわれても、イメージが沸きません。具体的に見えないと、就職したくてもできません。
事務局	職場体験先として24社開拓した実績があり、その中から一人ひとりにあつたところを探していくことにはなると思ひます。
長谷部委員	自分より前からいた人もなかなか就職するところがなく、職探しはハローワークしか頼れません。開拓するならもっとしてもらわないと、障がいを持った人が2年間何もやらずにいたら意味がありません。ある事業所にはパソコンなどのメニューもあります。訓練として様々なサポートやメニューがあつたほうが良いと思ひます。
浅野会長	市内には就労支援の専門家がいますか。資格要件はありますか。
事務局	就労支援を専門に担当する者が1人います。県のジョブコーチの資格を保有しています。
浅野会長	臨床心理士等を活用する予定はないのですか。相談に来た人、ニーズのある人をきちんと支援できるようにしてもらえると良いですね。市が相談員を上手くマネジメントする必要があります。数値を見ると良いのですが、内実を知ることができるのとより良いですね。

4 その他

今後のスケジュールについて

浅野会長	次第4の今後のスケジュールについて事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、資料No.4を御覧ください。障がい者計画は6年、障がい福祉計画と障がい児福祉計画は3年が計画期間となっており、委員の皆様には、次期障がい福祉計画、障がい児福祉計画の策定について、審議していただくこととなります。令和2年度は、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の策定の年となるため、進捗確認と併せ3回の会議開催を予定しております。時期は目安であり、日程等は決まり次第、すぐに委員の皆様にはお伝えします。

	以上です。
浅野会長	委員の皆様から何か御質問はありますか。 － 意見なし － 意見がないようですので、みよし市障がい者福祉計画審議会の議題は以上で終了となりますが、その他事務局より補足はありますか。 － 補足なし － それでは、本日は慎重に御審議いただき、ありがとうございました。これにて本日の議長職を終了させていただきます。
事務局	ありがとうございました。 以上をもちまして、令和元年度みよし市障がい者福祉計画審議会を終了いたします。一同、御起立をお願いします。 － 礼 － 委員の皆様には今後大変お世話になりますが、何卒よろしく願いいたします。本日はありがとうございました。